

邪馬壹国の諸問題(上)

—尾崎・牧氏に答う—

古田武彦

一

論稿「邪馬壹国」^①（一九六九年九月）によって、わたしは従来の「邪馬台国」研究の基盤に対し、根本的な史料批判を加えた。

すなわち、従来疑われたことのなかった「邪馬臺国」という改定名称を非とし、代って「邪馬壹国」という原文面の原名称によって、新しい研究は再出発すべきだ、と結論したのである。

この論稿の末尾において、わたしはつぎのようにのべた。

「特にこの際銘記さるべきは次の一点であろうと思われる。すなわち、今後再び、三世紀における『邪馬臺国』の存在を前提して立論せんと欲する学的研究者には、再史料批判上『臺』が正しく『壹』が誤である、という必要にして十分なる論証が要請され

る、という一点である。」

わたしの懸念はつぎの点だった。すなわち、史料批判上「邪馬臺国」という改定名称はとるべきでない。そのことがすでに徹底して論証されたにもかかわらず、これをあえて不問に付し、何の反証も反論も加えぬまま、依然として従前通りの「邪馬台国」論議をすすめようとする——このような傾向が数百年の研究界の大勢に依拠しつつ流行するならば、学問にとって真に不幸であると、ひそかにおそれたからである。

これに対し、その後の経過において、わたしの論稿への望外の関心がしめされた反面、論文による反論・反証については必ずしも多くはなかった。それゆえ、わたしはわたしの論稿に対する反論として発表せられた、つぎの二篇をすこぶる貴重としたのであ

る。

尾崎雄二郎「邪馬壹国について」（京都大学教養部「人文」第十六集）

牧 健二「古田武彦氏の『邪馬壹国』について」（龍谷法學第2巻第2、3、4号）

なお、この他に佐伯有清氏は、一九六九年と一九七〇年の歴史学界「回顧と展望」（史学雑誌79—6、80—5）において、わたしの論稿に対する長文の紹介と批評を加えられた。ことに一九七〇年の稿においては、先の尾崎論文の論旨を逐一紹介した上、つぎのようにならされたのである。

「尾崎氏の位置比定については、異論も多いことと思われるが、古田氏の説に対する批判は、正鶴を射ている。その論点のいくつかは、筆者が昨年の本欄で簡単に古田氏説への疑問をだしていただいたのとまさに一致する。古田氏の「邪馬壹国」論がでて学界の一部に同調するものがあらわれたように見られるが、ここに尾崎氏の詳細な批判が提示されて、今後どのように反応を示すかを見守りたい。」^②

これは、尾崎氏に対する、わたしの再反論へのすすめである。わたしは今、本稿において、尾崎論文に対する詳細な再批判をこころみようとあもう。

実は佐伯氏の勸請を待つまでもなく、尾崎氏の論説は、事、中国語音韻に関するものであるから、史学研究者のことに看過しやすい点であり、かつ、いったんこの点において正鶴を失したならば、爾余千百の論議も、ひっきょうその意味を失うであろう。

それゆえ、先ず、京都大学における中国語音韻の「専家」たる尾崎氏の論説に対し、その論点の一つ一つを客観的な史料批判の光にさらして、検証してみようとおもう。

（尾崎氏の論説は大きく五段に分れ、その各段の中に各種の小事例がもられている。それゆえ、わたしはその各段の根本を先ずとりあげて批判し、そのうち、あるいはその中で、尾崎氏のあげられた各小事例をつぶさに再検査することとする。）

- ① 史学雑誌第七十八編第九号
- ② 三八ページ下段

二

尾崎論文に対する、わたしの再批判の第一点はずぎの命題である。

「三国志魏志倭人伝における、倭国の現地音を表記するために用いられている漢字表記は、けって純粋な音韻至上主義ではない。」

これに対し、尾崎氏の論点はつぎのようだ。

「魏志倭人伝に倭語をあらわすために使われた漢字群は、すべて表音的用法とのみ考えるべきではないか、」と。^①

氏の論拠を見よう。

氏は先ず倭人伝の中の倭語の漢字表記と見られるもの六十六字を「単字表」としてしめされる。^②

そして、「この単字表には、漢字音の表記として見たとき、同音の異字は極めて少ない。」^③と言われ、その立場から、倭人伝中の「倭語の漢字表記」を「純粹に表音的な用法」として見なそうとされるのである。

この見地はすでに氏の前論文^④において表明せられている。それをここに氏が再説強調された理由は、わたしの論稿における、つぎのような論点を反駁しようと思図されたためである。

すなわち、「三世紀の三国志原本において、「邪馬臺國」という国名は決して存在し得ない。」という命題を、つぎの三つの論点によってわたしが論証したからである。

(1) 中国の支配者は古くより「中華思想」の立場から、四囲の民族を夷蛮視してきた。そのため、これらの種族名・国名を漢字で表記するばあい、「卑字」を用いることがしばしばであった。たとえば「東夷・西戎・南蛮・北狄」、「匈奴」、「鮮卑」の類である。^⑤

この点、三国志東夷伝中の国名にも同様に、これらの「卑字」

が現れている。倭人伝もこれらと例外ではない。「卑弥呼」「邪馬臺國」「奴國」「狗奴國」等もその例である。

(2) ところが、これに反し、「臺」という字は三国志においては「特別至高の意義」を帯びて用いられている語である。

すなわち、魏の曹操が鄴に三臺を建設して以来、魏の各天子は天命をうけた天子のシンボルとして、「臺」を建造した。

銅爵臺、金虎臺、陵雲臺、南巡臺、東巡臺、九華臺、東征臺、永始臺、

等がこれである。その上、ついに「臺」という一語で「洛陽の天子の宮殿とその直属の中央政庁」を指すこととなった。この用法は、三国志中各所に出ているが、たとえば倭人伝末尾の臺与奉獻記事にも「詣臺」として出現している。

(3) したがって、一方で「卑字」をおびただしく用いながら、その真只中に「臺」というような「至高の貴字」を使用することは、ありうべきことではない。

三国志において、魏朝は卑弥呼をもつて、徹頭徹尾「忠実なる夷蛮の王」と見なしている。これに反し、倭王を「東方の天子」の如く見なしている形跡は絶無である。

それゆえ、「邪馬臺國」という漢字表記は、三世紀の三国志の中には、存在しえないものである。

この小韻の首字もしくはそれに準ずるものを純粹に、表音的に用いたのであろう。という推定へとすすまれる。

すなわち、これらの語は「全体として極めて思い出し易い、日常生活の中で使用される頻度の極めて高い文字」であるとし、「文字のこうした日常性とは、すなわちこれら倭語をあらわすために使われた漢字どもの、字義を離れた無色性、いわば純粹表音機能性とでもいうべきものに結びつきはしないだろうか。いま私はそのような結びつきを信ずる。」と結論されるのである。ここに氏の「純粹表音主義」は成立している。

しかしながら、以上のような氏の立論にとって、もっとも基本的な脆弱点は、肝心の「三世紀の韻書」が現存しない^④ことである。

したがって氏の立論は、史料的にはもっぱら七〜八世紀の唐代の「広韻」、十三世紀の宋代の「集韻」の類によらざるをえないのである。

だから、たとえば氏の論の依拠点となった「小韻の首字」についても、「三世紀の韻書」における実体は不明なのである。

この問題に関して、いわゆる「言語年代学」^⑤の説くところによれば、日常的な用語「東」「山」「天」のような文字は変化しにくく、文化・経済・政治等に関する用語は変化しやすい、といわれ

る。したがって、魏晋代の韻書と唐宋代の韻書との間にも、おそらくそのような異同が存在し、「小韻の首字」にも変化を与えていであろう、と予測されるものの、それを実測し、確定するのは、三世紀韻書が現存しないため、史料的に困難なのである。^⑥

① 尾崎論文では四〇〜四二ページにその説明がある。

② これが同声母、同韻母のグループである。

③ 尾崎論文では「八一・八一パーセント」と記されているが、尾崎氏自身によってほどこされた「正誤」によって訂正した。

④ 断片的なものとしては、魏の李登の「声類」の存在などが知られている。しかし、各書の注記に引用された部分しか現存していないから、その全体の構成は不明である。

⑤ 増田義郎「太陽と月の神殿」(沈黙の世界史12、新潮社刊) I プローグ「言語年代学は語る」参照(なお増田氏は、この問題に関する参考文献をこのようにあげておられる。Swadesh, M., "Lexicostatistic Dating of Prehistoric Ethnic Contacts," 1952 服部四郎「言語学の方法」所載「言語年代学」即ち「語彙統計学」の方法について)

⑥ 氏が例証とされた韻書は七〜八世紀唐の「広韻」、十三世紀宋の「集韻」の類である。肝心の三世紀の韻書というものが現存しないから、やむをえなかったであろう。しかし、韻書は三〜七・八世紀以降の間に大差ないのであろうか。たしかに本文にあげた「東」の場合は、現代でも、この「東」はもっとも「馴れ」の度の高い字であろう。このような方角をしめす用語は二十世紀にいたっても変化していないのである。

けれども、これと異なる事例もある。(「広韻」による)

○ 匡・旺・咄・王 (玄声卷第四、漾第四、十一)

○ 椽・椽・鼻・擲・瓜・廼・派・薊・側・彥・辰 (入声卷第五、職第二十四)

○ 零・禮・令 (玄声卷第四、徑第四十六)

○ 羈・時・霽・禱・毅・奇・穉・恆・精 (上平声、支第五)

右において「王」「側」「令」「奇」等は「小韻の首字」ではなく、上位ですらない。しかし、三世紀の韻書においても、そうであったかどうかは不明である。(その上、これらの例は、「馴れ」のもっとも高い字が「小韻の首字」を占めている、という尾崎氏の見解自身にも多少の疑問を抱かせるものである。) また

○ 佛・佛・堵・喘…… (入声卷第五、櫛第七)

において「佛」は「小韻の首字」である。

仏教について長い流伝の歴史を聞してきた唐代においては当然であろう。しかし、仏典の翻訳がようやく盛行しはじめた三世紀の韻書においても、この位置を占めていたか否かは不明なのである。(この点、後に詳記する。)

このように架空の存在たる「三世紀の韻書」を基礎にする立論は、ひっきりよう史料上の確証なき、一種の「空論」にすぎぬ。

四

このように「三世紀史料の欠除」という基礎的欠落の上に、尾崎説は立っている。

だから、わたしたちは尾崎説の当否を知るためには、三・四世紀の他の音韻史料によって、これを検証しなければならない。

この目的のために、わたしたちに豊富な史料をのこしているのは、大蔵經典である。(この問題についてはすでにのべたことがあるけれども、^①今の尾崎論文検証の主要眼目となるものであるから、重複をおそれず、さらに詳説しよう。)

漢代より唐宋代にいたる、經典の中國語訳の中には、原典内の外国固有名詞(地名・人名等)の漢字音訳が数多く記載されている。しかも、魏晋朝はその中でも最も仏典翻譯の盛行した時期の一つだったのである。

たとえば「大無量壽經」を例にとろう。^②

この本の先頭はつぎのようだ。

我聞^{ヤク}。如是^{ヤクシ}。一時^{イツ}仏、住^{シュ}王舍城^{ヤクセツ}耆闍崛山^{シキヤク}中^{チュウ}、与^ヨ大比丘^{ダイヒキウ}衆^{シュウ}万^{マン}二^ニ千^{セン}人^{ジン}俱^ク。一切^{イツツク}大聖神^{ダイセイジン}通^{ツウ}已^イ達^{タク}。其名^ナ曰^{イハレ}尊者^{ソウシャ}了^{リョウ}本^{ホン}際^{サイ}。尊者^{ソウシャ}正^{テイ}願^{ガン}。尊者^{ソウシャ}正^{テイ}語^ゴ。尊者^{ソウシャ}大^{ダイ}号^{ゴウ}。尊者^{ソウシャ}仁^ニ賢^{ケン}。尊者^{ソウシャ}離^リ垢^{コウ}。尊者^{ソウシャ}名^ナ聞^{ケン}。尊者^{ソウシャ}善^{ゼン}美^{メイ}。尊者^{ソウシャ}具^キ足^{ソク}。尊者^{ソウシャ}牛^ウ王^{オウ}。尊者^{ソウシャ}優^{ユウ}樓^{ロウ}頻^{ピン}闍^{セツ}迦^カ葉^{エツ}。尊者^{ソウシャ}伽^カ耶^ヤ迦^カ葉^{エツ}。尊者^{ソウシャ}那^ナ提^{テイ}迦^カ葉^{エツ}。尊者^{ソウシャ}摩^マ訶^カ迦^カ葉^{エツ}。尊者^{ソウシャ}舍^セ利^リ弗^フ。尊者^{ソウシャ}大^{ダイ}目^{モク}犍^{ケン}連^{レン}。尊者^{ソウシャ}劫^{キョク}資^シ那^ナ。尊者^{ソウシャ}大^{ダイ}住^{ジュ}。尊者^{ソウシャ}大^{ダイ}淨^{ジヨウ}志^シ。尊者^{ソウシャ}摩^マ訶^カ周^{シュウ}那^ナ。尊者^{ソウシャ}滿^{マン}願^{ガン}子^シ。尊者^{ソウシャ}離^リ障^{ショウ}。尊者^{ソウシャ}流^{リウ}灌^{カン}。尊者^{ソウシャ}堅^{ケン}伏^{ボク}。尊者^{ソウシャ}面^{メン}王^{オウ}。尊者^{ソウシャ}異^イ乘^{ジョウ}。尊者^{ソウシャ}仁^ニ性^{ジョウ}。尊者^{ソウシャ}嘉^カ樂^{ラク}。尊者^{ソウシャ}善^{ゼン}來^{ライ}。尊者^{ソウシャ}羅^ラ云^{ウン}。尊者^{ソウシャ}阿^ア難^{ナン}。皆^{カハレ}如^ニ斯^ニ等^{トウ}上^{ジョウ}首^{シュ}者^{シャ}也^ヤ。

一見して直ちに判明するように、右にあげられた三十一人の

「尊者」名の中国語訳には、二種類の用法が併用されている。^④

その第一は「意訳」の方法によるものであり、右の傍点部がそれである。^⑤

その第二は「音訳」の方法によるものであり、右の傍線部がそれである。

今、問題の第二のケースについて、サンスクリットと対照して表記してみよう。

〈魏 訳〉 〈サンスクリット〉

- 第十一尊者 優樓頻羅迦葉 *Uruvilva-kāśyapa*
- 第十二 伽耶迦葉 *Gaya-kāśyapa*
- 第十三 那提迦葉 *Nadi-kāśyapa*
- 第十四 摩訶迦葉 *Maha-kāśyapa*
- 第十五 舍利弗 *Śariputra*
- 第十七 (摩訶) 劫賓那 *(Maha-) Kaphila*
- 第二十 摩訶周那 *Maha-cunda*
- 第三十 羅云 *Rahula*
- 第三十一 阿難 *Ananda*

一見して明白なように、ここには「邪」「卑」「奴」「烏」といった類の「卑字」は一切あらわれていない。代って「耶」「賓」「那」「優」といった類の字が出現している。

この經典の翻訳者の机の上にあった韻書が偶然にも、これらの文字を「小韻の首字」にしており、それを反映した、と考えることは不可能である。

なぜなら、三国志の著者とこの經典の翻訳者は、同一の、もしくはほぼ同時代の韻書をかたわらにおいて音訳をおこなっていた、と見なすほかないからである。

また尾崎氏のいわれる、文字の「馴れ」についても、両者はほぼ同時代の人々であった。^⑥

さらに、この大無量寿經の別訳たる

A 〈漢訳〉「仏説無量清淨平等覺經 後漢月支國三藏支婁迦讖訳」

B 〈吳訳〉「仏説阿弥陀三耶三仏薩婆仏檀過度人道經 吳月支国居士支謙訳」

においても、右の傾向は変わらない。

A 〈漢訳〉^⑦

比丘・比丘尼・優曇鉢・摩尼・須摩提・阿那含・拘盧・摩訶那

B 〈吳訳〉^⑧

三耶、三仏・拘隣・摩訶那弥・維未抵・迦為拔④・那履・那翼
・⑧脾④・旃陀倚・阿難、那利・那竭脾・墮樓勤耶・須耶、惟于

沙・拘、還弥鉢、著・摩訶那提・耆頭、摩提・滿呼、群尼鉢密、^㉑・旃陀、蔡拘、岑・潘波、蝨頻、尼・質夜、蔡・簡耶、維、^㉒・質・樓耶、帶・樓夷、
 亘羅・曇摩、迦・須摩、題・頭、樓和斯・朱蹄、彼、会・那、惟、于、蔡・那、
 他、蔡・和羅、那、惟、于、蔡、^㉓・沸、霸、因、耶、蔡

以上のように、〈漢訳〉〈吳訳〉とも、「卑字」はほとんど出現しない。

このように檢視してみると、問題の真の原因は、韻書の「小韻の首字」や「馴れ」のせいではない、という事実が明らかになってくる。^㉔

その理由はつぎのようだ。

当然、大無量寿経の翻訳者は西方仏陀の国の僧団の「上首」たる尊者の名に対して、「夷蛮めいた文字」をあててることを好まなかったのである。

このことは、「意訳」の方の名前が「了本際」「正願」「大号」「仁賢」「離垢」といった風に、いかにも有徳の「尊者」たるにふさわしい字面で訳されていることによっても、裏づけされる。

このように、「大無量寿経」において、「卑字」が避けられている、という事実。このことは、逆に言えば、三國志東夷伝のばあいには、少くとも「卑字」が避けられていない^㉕という事実を意味しているのである。

なお、念のため、つぎの二点を特記しておこう。

(一)この「大無量寿経」の各種音訳の事例は、けっして孤立した訳例ではなく、むしろ大蔵経中の通常の用字法に属している。^㉖

(二)「卑字」があらわれないのは、右の「漢訳」「吳訳」の例にあらわされているように、けっして尊重すべき「尊者」名だけにとどまらない。

他にも、「那羅延」(魏訳大無量寿経)「越耶、国」(仏敎泥洹経へ西晋)「摩竭国、同上」^㉗「加比延」(同上)といった、いわば通常の固有名詞の場合にも、「卑字」はほとんど出現しない。^㉘

右によって、三國志の東夷伝・倭人伝の外国音の漢字表記は、「馴れ」や韻書の「小韻の首字」による「純粹表音主義」にもとづくものでなく、夷蛮の国には夷蛮の国にふさわしく、仏陀の国には仏陀の国にふさわしく、それぞれ表記の姿勢が異なっていることが判明したのである。

すなわち、このような史料事実の比較によってみると、三國志の夷蛮伝において、夷蛮にふさわしく「卑字」がえらばれた^㉙あと、歴然たるものが存在しているのである。

① 古田著「邪馬台国」はなかった(朝日新聞社刊)第六章一中的「卑字」の新局面「三四四～三五三ページ」。

② この有名な「魏訳」には「曹魏天竺三蔵康僧鑑訳」と記せられている。「曹魏」とは「曹氏の魏」である。つまり、曹操にはじまる曹氏を天子とした三国時代の魏朝を指しているのである。だから、この經典は魏の時代に「天竺三蔵」と呼ばれた「康僧鑑」(人名)が訳した、というのである。

もっとも、この「魏訳」の成立期については、各種の異説がある。「浄土三部経上」岩波文庫本、卷末解説参照)しかしながら、それらの各説も康僧鑑(魏、二五二年)より筆法護(西晋、三〇八年)や宝雲(東晋、四二一年)などまでの時期内のものであるから、魏晋朝(東晋をふくむ)ころの翻訳として大過ないものとおもわれる。

③ 「真宗聖教全書一、三経七祖部」による。同書はつぎの各版本を対校している。

(底本) 本派本願寺蔵版、(甲) 高麗版大蔵経所収本(乙) 宋版大蔵経所収本(丙) 元版大蔵経所収本(丁) 明版大蔵経所収本(戊) 龍谷大学蔵鎌倉時代刊本(己) 本派本願寺蔵存覚写本(庚) 大派本願寺蔵版(但し甲・乙・丙・丁は大正蔵経に拠る) なお引用文の版本による異同は左の通りである。

優樓頻(△)迦葉(⑩) 甲・戊・己) 大目犍連(捷) 戊) 離障

↓十(◎)(甲) 異乗(果) 甲) 嘉樂(喜) 甲)

④ この引用文のはじめにある「善闍彌山」はサンسكريットで Gridhrakuta に当る音訳である。これに対し、〈漢訳〉の「靈鷲山」の場合は意訳である。(サンسكريットは「鷲の峰」の意味)

⑤ 音訳か意訳か一義的に明白でないもの(面王)なども傍点部に入れた。

⑥ 「浄土三部経上」(岩波文庫本)漢訳巻上註による。

⑦ 現在倭人伝中の「奴国」等の「奴」を「ナ」と読むのが通例である

が、これは「ヌ」「ノ」の方が妥当であると思われる。(古田著前掲書第四章V「奴国」をどう読むか、二八〇～二八三ページ参照)なお、倭人伝中の「卑奴母離」を従来「夷守」の義と解して「ヒナモリ」と読んできた。しかし、倭人伝中の「卑奴母離」が七・八世紀以降の日本側文献(大和朝廷系の「夷守」と一致する、という保証はどこにもないのである。すなわち、この「官名比定」の実証的基礎は存在せず、その「比定」は学問上恣意的であるというほかない。

⑧ 「那」の字は倭人伝においても、「彌彌那利」といった官名表記に用いられている。

⑨ 「魏訳」が三〇五世紀間の成立である上、つぎの「漢訳」「呉訳」および「西晋訳仏般泥洹経」等も、同一傾向をしめしている。

⑩ 「真宗聖教全書一、三経七祖部」による。(底本は高麗版大蔵経、対校本として宋版・元版・明版を使用)

⑪ この他にも音訳単語は数多い。今は関連する音をふくむものからあげた。なお「馬師」「牛呵」等は音訳か意訳か不明であるが、もし音訳なら、倭人伝の「邪馬壹国」「都市牛利」と共通する用法である。

⑫ 「真宗聖教全書一、三経七祖部」による。(底本、対校本とも、⑩に同じ。)

潘波菴頻尼(高麗版) ↓蝶(宋・元・明版)

⑬ このことは倭人伝や大蔵経の中國語訳において、「小韻の首字」や「馴れ」の度合いの高い文字が使用されない、ということの意味はしない。それらの文字の使用されることはむしろ当然である。確率をとれば比率の高いのも自然である。ただ、問題は「このような見地から、「卑字」使用の事実を解消せしめることはできぬ」という点に存する。そのことを倭人伝と大蔵経の比較がしめしているのである。従って、両者に共通の用字もまた多いこと、当然の現象なのである。こ

の共通部分こそ「小韻の首字」や「馴れ」と深い関連を有するものであろう。

⑭ 「比丘」「比丘尼」「舍利弗」「阿難」等、いずれも大蔵經中通常の単語となっている。

⑮ 「優婆夷」(漢訳)「樓夷、巨羅」(漢訳)は三國志の「東夷」と同じ用字であるが、この「夷」字が「卑字」であるとは断ぜられない。また「屍利滑」(仏名)「呉訳」高麗版)の「屍」の用字は一見「穢字」のようであるけれども、「屍利」という字面は、仏にふさわしき意義をふくんでいる。それゆえ、これも「卑字」使用の類ではない。

五

さらにわたしたちは一歩をすすめよう。すなわち、尾崎論文において、「表意」と「表音」に関する、用語の基本概念が精密性を欠いている、という問題である。

尾崎氏は「仏」という字について、つぎのようにのべられる。
 「そもそも仏という字が仏陀すなわち Buddha の音訳であり、その字をたとえば説文解字が『見不審也、従人非声』と釈するのはその直前に『相似也、従人方声』と説明される仿字が置かれてゐるのからも明らかのように、仿仏、すなわち『ほのかに、なんとなく』を意味する双声、いいかえれば頭子音を同じくする二字の擬態語の下一字としてであり、そこにあるいは『なにごとのお

わしますかはいしらねども』類似の寓意のあることを否定はできないかも知れないけれども、Buddha が一方では義訳語として覚、正覚、聡慧なども訳されることば(たとえばモニエ・ウィリアムズの辞書でも Awakend という訳語が一番先に置かれている)であることを考えれば、まず単純な音訳と見ておいた方が、なお無難であろう。そしてその仏は、仏家自身みずからそう呼ぶのであることに、いまわれわれは注目しなければならない。漢字の、字義をはなれた表音的用法はその由来するところ遠いのである。」
 ここで Buddha の訳が

覚、正覚、聡慧——〈意識〉
 仏(陀)——〈音訳〉

として、二大別されることについては、一点の疑いもない。

しかし、問題はつぎの点である。

「フツ」と発音される語は漢字の中に一〇六字あり、「フツ」は一七字である。①この中でどれを Buddha の最初の音にあてるか、もはや「表音」の立場では律し切れないのである。もし、これを唐代の「広韻」によって、唐代の小韻グループのみに限定してみても、

- ㊤ 𠂔
- ㊦ 𠂔
- ㊧ 𠂔
- ㊨ 𠂔

○佛・佛・佛・佛・佛・佛・佛・佛・佛・佛・佛(入声卷第五、櫛第七)の九字あって、この中のどれをとるかは、「表音」的には決定できないのである。

もっとも、この例では一見尾崎氏の「小韻の首字」説が該当しているようであるけれども、実はそうではない。なぜなら、前記(三)の註⑥のように、漢より唐宋にいたる十世紀前後の間に仏教が流行し、その結果「佛」はもっとも代表的な文字となった。その結果、唐代の「広韻」において「小韻の首字」として記載されているのは当然であるけれども、ようやく經典翻訳の盛になりはじめたばかりの魏晉朝の韻書において、「佛」の字がすでに「小韻の首字」の座を占めていたか否か、それはきわめておぼつかない。これは「言語年代学」にいう、盛衰交替すべき文化的用語の一だからである。

その上、先ほどのように、經典翻訳の場合「純表音主義」に従ったとは思われないことは、すでに三国志との対比によって、明らかとなった。

してみると、この「佛」は「人間」であるから「イ」がつくということと共に、「見不審也」という文字のイメージが初期の經典翻訳者にとつて、もっとも「似つかかわしく」見えただけではあるまいか。

これに反し、たとえば先ほどの「小韻の第二字」に当る「㊀」(いかるさま、おちつかないさま、むすばれる、字義をあてたのでは、何か「小心で、いつもいらいら、くよくよしている外国の神」というようなイメージになって、どうにも似つかかわしくないと見えただけではあるまいか。

その端的な証拠として、先の「大無量壽經」の「舍利弗」と対比しよう。「佛」と「弗」とは「イ」のあるかないかだけであり、上古音において同音であった可能性が高い。「委」と「倭」が上古音ではともに「キ」と発音せられていたのと同じである。

ところが、經典の同一の文面に連続してあらわれながら(先記大無量壽經引用の先頭に「佛」が出現している。さらにこの經全体に頻出)「舍利佛」と書かず、「設我得佛」(四十八願文)と書かぬ。

これは「佛」の第一義として「見て審かでない」という神秘性が「舍利佛」の方ではなく、神聖なる「佛陀」「諸佛」にこそ「ふさわしかった」からではあるまいか。^③

以上の事例のしめす問題を法則化しよう。

外国音を「表音」的方法によって漢字表記する場合。

(一)第一段階としては、現地音に相似する発音をもつ「漢字音群」が浮びあがる。(表音的相応の段階——多字段階)

(二)第二段階として、その中で、対象にもっともふさわしいと

見なされた文字⁴が一字だけ撰択される。（表意的撰択の段階——
字段階）

この二段階の経過は、いわゆる「表音」的方法にとって、原理上、不可避である。

なぜなら、中国文明ははやくより周辺の外国に対して、卓絶した数の龐大な漢字群を生産していた。したがって、「発音」のみの立場からでは、一の外国音に対し、必ず相当多量の漢字群が該当資格をもつのである。

しかるに、漢字表記者は実際に表記する場合、この漢字群の中から、必ず一字を撰択しなければならない。しかも、その漢字群の中の各個の漢字はそれぞれ独自の意味をもち、一つ一つ個性あるイメージを形成している。（そのためにこそ、同音漢字個々が別々に果す役割があるのである。）

だから、漢字表記者にとって、この⁴漢字個々のもつイメージ⁴は繋通りできぬ。第二段階の「同音中の一字撰択」の際に、「A、対象たる外国名辭の性格——B、該当漢字固有のイメージ」という（A——B）間の対応関係が浮び上ってくるのである。

ことに、Aが「夷蛮の国」とか「仏陀の国」といった風に、特異な性格をになっているときには、なかならずこの要素（対応関係）は無視できぬものとなるのである。

これに対し、尾崎氏は遺憾ながら「表意」と「表音」という、大まかな二大別の弁別のみにとどまられた。そのため、後者たる「表音」の方法の中に必然的に介入してくる「表意的撰択」、いいかえれば「一字撰択の表意性」の問題⁴に対し、これを細心に分析されることがなかったのである。

そして右の第一・二段階を通じて、これを純「表音」的なものとして処理しようとされたのであるけれども、魏晋朝を中心とする經典史料の検証は、尾崎氏の「推測」を明白に裏切る結果を呈していたのである。

以上によって、尾崎氏が最も重要な論点として第一に提起された「純粹表音主義的な理解」、その到底成立しえぬことが必要にして十分な証明を見たのである。

① 諸橋轍次「大漢和辭典」

② この「佛」と「弗」との使用区別は「卑字」と「貴字」とのようにならなかつたものではないから、ある時期に「舍利佛」「佛陀」というような表記のあらわれた可能性は絶対的には否定できない。しかし、大無量壽經（魏訳）のような「舍利弗」「佛」という表記が一般化し、流布されているのは、やはり本文にのべたような理由によるものと思われる。

③ 「弗」は「説文」弗、矯也、从辵、不、正

④ 佛

也。「韻色」非、違也。として「もとる」の字義である。他に「おぎめる」「のぞく」「うれえる」「ほのか」「ず、あらず」「はいさま」等の意味がある。

④ 尾崎氏が「……寓意のあることを否定はできないかも知れないけれども」という屈折した形で軽く触れられた点にこそ問題の急所が存在したのである。(前記引用文参照)

六

尾崎論文に対する、わたしの再批判の第二点はつぎのようだ。

「わたしは三国志の、全体としての無謬性など一切主張していない。」

これに対し、尾崎氏は「三国志誤まらずとするのは早計だ」とし、終始、わたしがあたかも三国志無謬説をとなえているかのよう論弁しておられる。

しかし、これは遺憾ながら、全く氏の誤解である、といわざるをえない。

わたしが先の論文「邪馬壹国」において行ったのは、三国志六十五巻の「壹と臺の全調査」である。この調査の目的は、三国志成立時より現存最古の版本（宋紹熙本・紹興本）までの間における、代々の書写者・版刻者の筆跡状況の復元調査である。もし、

この間において「壹と臺」の両字が筆跡上酷似していたとすれば、問題の「邪馬壹国」以外にも、ある程度の錯誤が生れるのが自然である。しかも、三国志全体に多量の「壹と臺」があればあるほど、この調査方法のもつ確率上の意義はいよいよ高いであろう。そして調査の結果は、両者間の錯乱が全く存在しないことをしめしていたのである。

この調査は何等「三国志全体の無謬性」を立証しようとするものではない。逆に、一般に筆写・版刻者間における誤写・誤刻の可能性を認めるからこそ、特定文字に対する限定的な検査・追跡の必要性が生れるのである。氏の論難されるように、あらかじめ「三国志誤まらず」とするならば、わたしはこのような手数をかける必要がないのである。(またそのような命題に到達するためには、右のような「壹」と「臺」だけの調査では全く適当していないことは自明である。)

さらにこれを方法論の立場から考えてみよう。

もし、三国志の無謬性という一般的な信念から、特定文字が錯乱していないことを立論しようとするならば、当然それは方法的なあやまりである。同様に、三国志全体の可謬性をとねることによって、特定文字の錯乱を立論するならば、それもまた、同じく方法上のあやまりなのである。

だから、わたしの論証をもって、あたかも「三国志全体の無謬説」であるかに見なそうとする尾崎氏の立論は、批判としての方法論上、遺憾ながら、大きな「まとはずれ」を犯しているというほかないのである。

さらに、この問題に関する尾崎氏の二つの論拠を検査しよう。

(一)「邪馬壹國」の場合、中国人にとって、異国の國名であるから、あやまりやすい、と尾崎氏は言われる。中国内部の、物の名前とは、「知られ」の程度がちがう。だから、中国内部の場合を主とした統計では、論証としての意味をもたない、と言われるのである。

これは一見、もっともに見える。しかし、このような一般論から、特定の文字「邪馬壹國」のあやまっていることを「立証」することはできない。

なぜなら、尾崎氏の言われるのは、一般、的、可、能、性、の、問、題、に、す、ぎ、ぬ。氏はここからすすんで、「三国志中の夷蛮伝においては、他の伝と異り、「壹」と「臺」の錯乱が数々見られる。」という「実証」へとおもむかれるわけではない。——史料上の事実はこれと反し、三国志内には、そのこと（中国内部と異り、夷蛮の名辭には「壹」と「臺」の錯乱があること）の証明を何等ふくんでいないからである。

しかも、原則的な一般論の問題としては、尾崎氏の見地に反して、つぎのように言う方がより正当であろう。

すなわち、「知られ」の程度は、人々の各階級・部署によって異なる。中国の一般庶民にとってこそ異国の國名など「知られ」の度合いは少いであろう。

しかし、魏朝の史官や中国代々の朝廷直属の学者や版刻の責任・監修者たちにとっては、隣国である夷蛮の國名は職掌上、きわめて重要だったはずである。彼等は、たとえあれやこれやの身辺の雑事・俗情には家人・奴婢等よりうとくとも、隣接国の中心國名については、その得意とする、主たる知識領域に属していた。

それをあやまり筆写・版刻することについては、奉勅史書や勅版本の性格上、ことに慎重に慎重を期したはずである、と。

つまり、「知られ」の度合いは、決して中国人全般に一樣に共通のことからではなく、その所属する階級や日常の各自の職掌によって、それぞれ異なるのである。

すなわち、「隣国の中心國名表記の重要性」から見れば、むしろ奉勅刊本において、誤刻の可能性は少い、と見なければならぬ。だから、尾崎氏のように「中国人は中国内部のことには強い。しかし、外国のことには弱い。だから、まちがえたのだらう。」というような論法は、あまりにも粗放な論理であると言わなければならない。

ばならないのである。

さらに、宋紹熙本が北宋咸平六年の奉勅刊本の再刻と見られ、宋紹興本が各ページ一葉々々に版刻責任者の名を印刷している、というように、これら刊本の公的性格からみると、以上の側面は一段と強調されねばならぬであろう。

(二)以上にのべたように、尾崎氏の論法には、わたしの論文の批判としては、一種の「まとはずれ」が方法上存在している。このことを端的にしめすものは、氏のあげられたつぎのような具体例だ。

氏は三国志中、魏志三十烏丸鮮卑東夷傳冒頭の序文のあとに、五世紀の裴松之によって注記された「魏書」^①の中の「匈奴壹、衍鞬單于」が、実は漢書六十四「匈奴伝」にあらわれた「壹衍鞬單于」のまちがいであるという指摘をしたのち、

「宥でないものを宥にしたこのただ一つの個所の存在することによって、三国志の邪馬宥誤まらずという命題は、全くその支えを失うのである。」と言われるのである。

この行文には、氏の陥られた一種の「錯覚」がよくあらわされている。すなわち、わたしがあたかもつぎのような二つの主張をしているかのごとく、氏は思っておられるようである。

(1)宋本（紹熙本・紹興本）においては、裴注部分をふくむ、版

本の總体について、すべて無謬である。

(2)「壹」という文字は、他のいかなる文字とも、あやまることのない文字である。

右の(1)についてのべよう。

わたしが三国志本文全体の無謬性を主張していないことはすでにのべた。ところが、それどころか、三国志本文にさえ属しない、五世紀の裴松之による加注引用の「魏書」を、今の事例にされるのは全く無意味である。

わたしが裴注部分をふくむ三国志宋代版本（紹熙本・紹興本）總体の無謬性をうたっていてこそ、はじめて氏の反論は反論としての意味をもつ。しかし、そのような版本總体の無謬性主張など、わたしの一切関知しないところである。だから氏の反論は、方法上全くの「まとはずれ」に陥られた、というほかない（この問題については、のちに再論する）。

つぎに(2)についてのべよう。

わたしはこの(2)のような主張も一切有しない。先にのべたように、わたしの検証したのは、ただ「壹と臺」との間の異同錯失の問題だ。その一点に検証対象は厳しく限定されているのである。だから「壹と臺」の間の錯失問題など、わたしの論証にとって、無関係だ。まして三国志にあらざる他書について、わたしがそれ

を論ずる必要は皆無である。だから、わたしの検証結果の報告は、この類のことにはふれていないのである。

ちなみに、「壹」は「説文」に「壹、㊦壹也、从壹吉、吉亦聲。」とあるように、壹と吉との合字である。また「説文通訓定聲」では、「壹、專一也、从壹吉聲。」とある。このように「壹」は文字の成り立ちからして「壹」とは深い関連性・相似性をもっている。だから、この両字間の錯失は、もっとも生じやすいと見なければならぬであろう。

しかし、そのことは何等「壹——臺」間の錯失という、そのことの論証とは関係がない。思ってもみよう。// X という文字は A という文字と錯失している。// —— この指摘によって、X が別の B という文字と錯失しやすいということの論証になるのだろうか。尾崎氏は不幸な錯覚に陥っておられるようである。

① 王沈「魏書」魏志一七六回、蜀志八回、吳志四回引用、（斐松之による）

七

尾崎論文に対する、わたしの再批判の第三点はつぎのようだ。

④ 傳

「わたしの史料批判の根本は、原文改定者には、改定のための必要にして十分な論証」がきびしく要請される、という一点である。」

これに反する史料取扱い態度をあらわにしているのは、尾崎論文のつぎの一節である。

「たとえば孫賈の父、堯の字が聖考であるか聖臺であるか、いくら議論をめぐらしても、その反対の可能性を払拭はしきれない（と私は感ずるのだが）」

これは、例の「知られ」論（国内と夷蛮との「知られ」のちがいの一節であるが、わたしの方法にとって看過しえないのは、この一節にあらわされた、尾崎氏の史料処理の態度である。

この「聖壹——聖臺」問題は、わたしの論証にとって、重要だった。なぜなら、

- (i) 三国志の本文中であり、
- (ii) 「壹——臺」間の異同である、

という二点において、まさにわたしの論証内容そのものに該当していたからである。

しかも、この「聖壹」が「聖臺」のあやまりである、という論定は、元の郝經——清の盧弼——現代中国の学者の代々にわたっていた。だから、重出をいとわず、その論証の要点を再記しよう。②

わたしはこの問題につき詳細に検討を加えた結果、つぎの各点を認識した。

(A) 郝經の弟子、苟宗達が注記しているように、郝經は「聖臺」と刻した刊本を見たのではない。つぎのような「理路」に立って「原文改定」を行っただけなのである。

(B) 三人兄弟の中の二人まで共通字「臺」を有している(次男「文臺」、三男「幼臺」)から、父親も「聖臺」ではなく、「聖臺」であろう。

しかしながら、この郝經の系譜解説はあやまっていた。^③そこで清の盧弼はこれを訂正し、つぎのような「理路」におきかえたのである。

(B) 三人兄弟の中の二人まで共通字「臺」を有しているから、長男も、「聖臺」でなく、「聖臺」であろう。

後代の中国において、兄弟相共に一字を共有する事例は存在しよう。^④しかし問題は、三世紀の三国志の中において、そのような慣例が存在するか否かである。しかるに、三国志内の系譜調査は、右の盧弼の「推定」を裏切っていた。

孔子を「仲尼」というように、「伯・仲・叔・季」をもって字あざなに冠せしめる方法は、三国志中においても、よく出現する。勿論、この場合、一字を共有しないのである。

しかも有名な蜀の劉備の場合など、兄弟中二人(長、次男)は「公」字を共有しながら、三男は「公」字を有しないのである。(父の劉備も、「玄德」であるから、「公」字を有しない。)

以上の検証によって「兄弟三人中、二人が一字を共有すれば、他の一人も、その文字を共有していたはずだ。」という「理路」は否定された。

だから、もはや原文の「聖臺」を「聖臺」に改定すべき根拠は存在しないのである。しかるに、客観的な根拠なしになお、この聖臺は聖臺のあやまりだと自分は考えたい^⑤というなら、それはもはや単に主観的・恣意的主張にすぎないこととなる。

しかもなお、三国志内の系譜調査はつぎのような状況を抽出した。

(i) 「伯・仲・叔・季」というように、兄弟順を明示しない場合も、三国志にはしばしば出現している。しかし、その場合でも長男については、何等かの形で第一子たるにふさわしい文字(嗣、高など)を有していることが多いのである。

(ii) このような傾向からみると、長男にとって「聖臺」という字あざなは、右の三国期の字命名状況によく適合している。

以上である。実は、最初の「兄弟一字非共有」の事実のみで、原文改定の「理路」を拒否するに、必要にして十分である。その

上なお、右のような「長子特定、字、傾向」が見られるのであるから、「原文改定」の「理路」は全く消失したといわねばならない。

このような論証の経緯は、わたしの論文中に詳細に記した。にもかかわらず、なお尾崎氏が「いくら議論をめぐらしても、その反対の可能性を払拭はしきれない」と論弁されるのはなぜであらうか。

尾崎氏は、片方に郝経——盧弼説、他方にわたしの説を半々に見やりながら、〃自分はどちらにも組まない〃として、「中正」を保っておられるかのようなのである。対立説兩者とも、論証不十分の「推定」説を展開している、という状況下なら、それもよからう。しかし、今、わたしの立場は明白だ。「原文がまちがっている、という、必要にして十分な論証なしに、原文を改定すること」はまちがっている。——この一点につきるのである。

だから、もし誰人があって、なお「郝経——盧弼説」に魅力を感じるなら、そのために「必要にして十分な論証」を行うべきなのである。もしそれができなければ、「原文改定」に奔るべきではない。

- ① 北京中華書局出版、一九五九年標点本「三国志」（全五冊）
- ② 古田第一論文「邪馬壹國」七八～八三ページ〔補註〕
- ③ 同〔補註〕七九～八一ページ
- ④ 宋朝においては「不」「善」「汝」「崇」「必」「良」「友」等の

字を各世代（兄弟・従兄弟）において共有する。（宋史三表卷第十五、百衲本所収、元至正刊本）また明朝は「木」「火」「土」「金」等の「つくり」や「へん」を各世代の名に含ませしめる。（この点、上田早苗氏の御教示をえた。）

八

尾崎論文に対する、わたしの再批判の第四点は、裴松之の「校注方法」の問題である。

「裴松之は、三国志と同時代の史書・資料二七二種を対比して、二〇二〇回にわたって、異同を精細に検証した。」^①

これに対し、尾崎氏はつぎのように言われる。

「書物として比較的小さい三国志でも、卷子にすれば六十五巻もあるのである。書物を置く場所として考えても見るがいい。

三国志の、さまざまなテキストを机上に並べ、Aのテキストを見、Bのテキストを見、Cのテキストを見て、そして本文を定め、というようなことはまず考えられない。」

この一文は、わたしにとって、もっとも不可解な一節である。

氏が研究の際、どのような「机の使い方」をされるか、もちろんわたしの知るところではない。しかし、二七二種の本を対比するのには、〃全部一ぺんに机上にならべる〃必要は全くない。それが三国志時代の同時代資料であろうと、三国志自体の異写本の類で

あろうと、要は問題の箇所に関する、A・B・C等の各一巻の該当箇所を一つづつ机上で対比すればいいであらう。

このような氏の、失礼ながら、いわば[〃]他愛ない[〃]論議に対して、一種の「真実味」をそえているのは、右の文の直後につづくの実例である。

「古田論文に裴の用意として引かれる『見諸書本、苟身或作句身』は、なるほどそれはそれとして結構だけれども、諸種の異本の検閲、と取るの^{いかに}どうか。諸を書本に見るに、つまりせいぜい『テキストによっては』ぐら^いのこと、おそらくかれの三国志に関する読書の一経験を語るほどの事柄ではないであらうか。」

つまり、わたしが先の論文で、「見諸書本」を「諸書」の本に見るに」と解し、裴松之が同一事項（この場合は「苟身」と「句身」のちが^い）に対して、各種の別書や異本の類を対照している、と論じたの^{いかに}に対し、尾崎氏は、この「諸」は「之^ニ於^テ」の合字としての用法であると解されたのである。

わたしの解した「諸」もろ／＼の用法が現代日本にも多く用いられている用法であるの^{いかに}に対し、「諸」之^ニ於^テの用法は特殊用法である。その上、ここは後者の用法だ、と指摘されたのが中国語学の「専^門家」であるから、この点、一見わたしの不用意な解説であったかに見えるかもしれぬ。

事実、先にあげた佐伯有清氏の論評（一九七〇年度）では、この実例をあげ、尾崎氏がよくわたしの論文の杜撰さを反証しえたかのように指摘しておられるのである。

しかし、わたしにとっては、問題の文脈は、あくまで実証的に、すなわち裴松之の用語・用文・語法の検証によって、解説さるべきだ、と思われる。すなわち、三国志の中には二六六箇の裴松之の自評（地の文が註記されている。したがって、そのすべての文例を史料として、その全用例から帰納しなければならないのである。

その検証に入る前に、三国志以前の例を見よう。

確かに「諸」之^ニ於^テの例は古くから存在する。

(1) 諸、之^ニ於^テ也、禮記檀弓、兄弟吾哭^ニ諸^ニ、言^ニ哭^ニ之^ニ於^テ廟^ニ也、宣二年左伝、實^ニ諸^ニ案^ニ以^テ興^ニ之^ニ、言^ニ實^ニ之^ニ於^テ案^ニ也。〔経伝釈詞、補〕

(2) a 邑^ニ諸^ニ論^ニ。〔左氏、哀、之〕

b 邑^ニ之^ニ於^テ論^ニ。〔史記、吳世家〕

これらの例によって「諸」之^ニ於^テの例が古くから存在したことは明らかである。ただし(2)において、左氏の文の「諸」をのちの漢代の史記段階では「之^ニ於^テ」という通常の形に直して使用されているのが注目される。

これに対し、「諸」もろく」の用法も、古くから存在した。

○諸徳之發也。「礼、祭統」諸、**㊤**也。「疏」

○諸人皆爭学之。「淮南子、脩務訓」諸、**㊤**也。「注」

○諸、詞之總也、非一也。「一切経音義、二十四」

○諸、一曰、**㊤**也。「集韻」

右の「**㊤**」は「衆」の正字であり、「多い」の意義である。

以上のように、「諸」には「之於」「もろもろ」の両義ともに、裴松之の五世紀以前に存在した。それ故、この問題を決するためには、はじめにのべたように、三国志内の裴注二六六箇の検証によるほかない。

「諸」は全裴注の中で十六箇出現する。今、問題の一箇所を除く。

(一)そのうち、十五例は明白に「もろく」の意義である。

(例)○起太極・昭陽諸殿。(太極・昭陽の諸殿を起す)「魏志第二」

○然漢氏諸帝、雖尊父為皇、……。(然るに漢氏の諸帝、尊父、皇為りと雖も……)「魏志第十三」

○和諸子中、湛最有徳譽。(和の諸子中、湛最も徳譽有り)「魏志第二十七」

(二)一例のみ、「之於」「もろく」のいずれにも、とりうるケースが存する。

○而廟門外無之、問諸長老、……(而るに廟門の外、之無し。諸

長老に問うに——諸を長老に問ふに……)「魏志第四」

(三)明白に「之於」の例と見なすべき例は絶無である。

(例)これに対し、「之於」の形が三例出現している。

○施之於己。(之を己に施す)「魏志第十」

○載之於篇。(之を篇に載す)「吳志第七」

○雖失之於明帝。(之を明帝に失すと雖も)「吳志第七」

以上のように、「諸」之於」の証拠となる用例が絶無である上、明瞭に「之於」の文形を使用している。したがって、裴松之の地の文体には「諸」之於」の使用慣例の存在しなかったことは明白である。

その上、問題の箇所が「もろく」の義であることをさらに決定的にするのは、つぎの点である。

(例)裴松之の地の文中、七例にわたって、「諸書」という単語が使用されている。

(例)○臣松之檢諸書、都無此事。(臣松之、諸書を檢するに、都て此の事無し)「魏志第四」

○臣松之案諸書、韓或作韓猛、或云韓若、未詳孰是。(臣松之、諸書を案するに、韓B、或は韓猛に作る。或は韓若と云ふ。

㊤ 眾 **㊤** 莫

未だ孰れが是なるかを詳かにせず。〔魏志第十〕

この「諸書」とは、他でもない。裴松之が三國志と對比した二七二箇の同時代史料を指す概念なのである。

例)このことは、裴松之が「本伝」(三國志)と「諸書」とをしば

く對比させていることから、一層明確に判明する。

例)案_二本伝_一及諸書_二並云_一、……(本伝及び諸書を案するに、並びに云

ふ……)〔魏志第十四〕

○臣松之、案_二本伝_一云、庚_二景元中_一坐_二事誅_一、而于宝、孫盛、

習鑿齒諸書、皆云_二正元二年_一、……景元与_二正元_一相較七八年、

以_二壽行狀_一檢_二之_一、如_二本伝_一為_二審_一。(臣松之、本伝を案するに、

云ふ、庚は景元中を以て事に坐して誅せらるゝと。而して于宝、孫盛、

習鑿齒の諸書は、皆 正元二年と云ふ。……景元と正元とは相較ぶる

に七八年、壽の行狀を以て之を檢するに、本伝の審か為るが如し……)

〔魏志第二十一〕

右の例によってみても、「本伝」に対するに「諸書」という概念が用いられていることは明らかである。

第二例で「于宝・孫盛・習鑿齒の諸書」といつているのは、裴

松之がしばしば引用する、つぎのような史料である。(数字は引用

回数)

○于宝「晋紀」——魏志14回、蜀志2回、吳志7回、計23回

○孫盛「魏氏春秋」——魏志50回、蜀志3回、吳志1回、計54回

○習鑿齒「漢晋春秋」——魏志36回、蜀志22回、吳志10回、計

68回

これらが裴松之の言う「諸書」の一端なのである。

(他)また、裴松之の地の文の中に、時として「諸書記」(諸書の記)

という表現があらわれる。これは「諸書本」(諸書の本)という表現

現(問題の箇所)と對比さるべき表現である。

○臣松之案、諸書記、是時帝居北宮、……(臣松之案するに、諸

書の記、是の時、帝北宮に居す。)(魏志第二)

○又案、諸書記及諸葛亮集、亮亦不為太子太傅。又諸書の記及

び諸葛亮集を案するに、亮も亦太子の太傅為らず。)(蜀志第三)

すなわち「諸書の記」が「諸書の記する所」「諸書の記事」の

意であるのに対し、「諸書の本」は「諸書の写本・刻本の類」を

指しているのである。

このような「本」の用例は、裴松之の地の文に左のように出現する。

○十七条失本。故不載。(十七条、本を失ふ。故に載せず。)(吳

志第十三)

以上によって、尾崎氏の採択せられた訓読「諸_こ書本に見るに」

が、この場合不適切であることが明らかである。

① 今、その全検出例中より、斐松之が五十回以上引用したものをのみを摘出して、左に示すこととする。

書物名(また)	魏志	吳志	總回数
王沈「魏書」	一七六	八	一八八
「魏略」	一五四	一四	一六八
虞 ^① 「江表伝」	二	四	一二〇
「吳書」	一四	三	一七
郭頒「世語」	八五	三	八八
張勃「吳録」	〇	一	七
「英雄記」	五六	一一	六七
習鑿齒「漢晉春秋」	三六	二二	五八
「傅子」	五〇	三	五三
孫盛「魏氏春秋」	五〇	一	五一
孫盛曰(云)評	三二	九	四一
孫盛曰(云)評	三二	一〇	四二

最後の項は、「孫盛曰」「孫盛評」の三種とも、集計したもの。
 ② 古田第一論文「邪馬壹国」六四ページ上段。
 ③ もしかりに尾崎氏のように読んだとしても、「書本」は「複数」をも意味しうるのであるけれども、氏はこれを「単数」として解されたようである。

九

尾崎論文に対する、わたしの再批判の第五点は、史料批判の方法の問題である。

「一つの文献に対して、各種の異本が派生している場合、必ずそれらの各異本に対して、史料としての信憑性」を検証しなけ

ればならぬ。」

これに対して尾崎氏はつぎのように言われる。

「もし三国志の場合にも、現行諸刊本すべて一つの祖本、この場合すなわち咸平本を承けるものであったとすれば、諸刊本に共通する或一つの文字の正当性を、他の資料との隔絶において主張したとしても、そこに一体どれほどの意味があるであろう。逆に私の推測のごとく、紹興刊本また咸平の重刻であるとするならば、同じ祖本にもとづく紹興、紹熙兩刊本相互の間に存する異同は、テキスト間の、個々の文字のありようのちがいにのみ頼る議論のよって立つべき基盤のはかなさを、如実に示す絶好の材料としてそこに見出されるであろう。」

つまり、これを一言にいえば、氏は

北宋咸平本(祖本) 南宋紹興本(A)
 南宋紹熙本(B)

という伝来を想定し、右の二南宋本に「邪馬壹国」が共通していたとしても、それは共に祖本たる北宋咸平本の分岐にすぎぬから、信憑するに足りぬ、といわれるのである。

この地点から、さらに尾崎氏は太平御覧所引の魏志に注目すべ

① 溥

きことを説かれる。「ひるがえってたとえば、御覽に引く魏志のごとき、今日われわれの見ることのできる最も古い御覽は南宋蜀の刊本であって、その刊刻の時期において、咸平には譲るにしても、御覽そのものの成書は、北宋太平興國八年（九八四）と記録されて、それは咸平六年を溯ること二十年である。そこに現行三國志諸刊本には見られないような形のが見出されたとしても、何の不可思議もないだろう。……（中略）……刊本三國志のみによって、邪馬臺のあるまじきことをいうのは、恐らく正しくないのである。」^①

すなわち、氏は太平御覽所引の魏志中に「邪馬臺國」とあるのをもって、右の北宋咸平本とは別種の祖本に淵源するものとして、これに史料上の価値を高く認めようとして置かれているのである。（氏が「ともあれ今の私は、女王卑弥呼の都する國の名として、どれを取るかとすれば、かなり強く邪馬臺に向って傾斜する気持ちのあることを、告白しなければならぬ。」^②と言われるとき、史料的には太平御覽所引の魏志に従われることとなるのである。）

この尾崎説に対し、わたしの立場はつぎの通りである。

一 箇の文献につき、幾種類かの写本類が存在するとき、必要なことは、その各種の異本の内実が

(A) 自己の直面した書写原本（版刻原本）をそのまま変更せずに伝

写しているか、それとも、

(B) 後代人たる自己の所見をもって、書写（伝刻）に改変を加えているか、

そのいずれであるか、の検証である。それが、現存テキストを媒介として、本来の原型に遡源するための、必須の分析である。

この立場から見ると、三國志紹熙本・紹興本はきわめて原型に忠実であると認められるのである。

なぜなら、「会稽東治」「景初二年」「一大國」等について、いずれも後代（唐宋代）の知見からは異様に見えていたにもかかわらず、これに「改定の手」を加えていないからである。

これに対し、後漢書は「会稽東治」→「会稽東治」の改改を行い、梁書は「景初二年」→「景初三年」の改改を行い、
「一大國」→「一支國」の改改を行った。

これらは当然、後代の知見からは、その改定を正しと信じて行ったのであるけれども、史料批判はいずれも南宋紹熙本・紹興本の方が原型を遺存していたことをしめした。（この点、すでに古田著「邪馬合國」はなかつた^③において、その論証をしめした。）

ただ「対海國」のみは、南宋紹熙本のみこの形をとり、紹興本および後代の三國志刊本は「対馬國」としている。この点、紹熙本の方が原型を伝え、紹興本は「対海國」→「対馬國」という改改

を加えたものと見なされる。（この論証も、前掲書に記した。）

これに対し、太平御覧の所引魏志はどうだろうか。すでにわたしの第一論文にしましたごとく、はなはだ奇怪な「改定の手」を加えている。すなわち、三国志原本では倭国内の「下戸対大人」という階級差別の状況の活写ともいへべき描写を、換骨奪胎して、倭国の使が中国に来て卑屈きわまる屈従の態度をとったという文面に改変しているのである。（第一論文「邪馬壹國」四九ページ。前掲書にも叙述。）

このように露骨な、「悪質」とさえ言うべき改変を原文面に加えてはばからず、しかもこれを堂々と「魏志曰」として、直接引用の形状で掲載する「太平御覧」。これを尾崎氏が、別種の正当な祖本の正確な伝写・伝刻であると称されるのは、わたしにとって不可解である。

さらに氏は「引書の粗雑などは、みだりにいうべきではないのである。」と、わたしの論証（太平御覧所引「魏志」の信憑性を否定する論証）をたしなめておられるようである。しかし、「みだりに」という言葉は、論証なしに論断する、立場に対する批評としては、たしかに適切であろう。けれども、わたしは太平御覧所引の「魏志」なるものの信憑すべからざる理由について、具体的に論証を行った。これに対し、尾崎氏は太平御覧所引の「魏志」の信憑性

の論証をおこなうことなしに、その史料価値を高くしようとしておられるのである。^④

ここで史料としての各種異本（テキスト）に対する態度について
のべよう。

①（A・B・C……X）の各種テキストがあったとき、先ず、これらの諸史料に對等の価値を付する。

②今、問題となっている各箇別々の箇所につき、右の各テキスト中で、それぞれ自分が適切と見なすものを抜き出して採択する。

右の方法は一見「公平」に見えながら、その実、大きな方法上のあやまりをおかしている。

なぜなら、各テキストに対し、形式的に「同等の価値」を付与したままで処理を行うのであれば、あとは各箇の箇所について、各テキストのいずれを取捨するかは、全く「論者の識見」「論者の判断」にゆだねられてしまう。——つまり、後代人の主観、という恣意性が「至上の基準」として權威化されるほかないからである。そしてこの主観的な「識見」にもとづく撰択をもって、「史料批判」と称することとなるのである。

これを換言すれば、古刊本にはあやまりが多い。各異本は平等にとりあつかうべきだ。等と称する立場は、一見「客観主

義」のよそおいをとりながら、逆にその本質において、自己の「主観」を絶対化し、これに依拠する立場である。——これが従来の研究方法のおちいりやすかった基本的な問題点であると思われる。

これに対し、わたしにとって史料批判の正しい方法はつぎのようだ。

あくまで各史料内部の、全体としての徵証、差異点の正確な対比によって、それらの異同の生じた原因と史料の様態を追跡し、もって各史料の信憑性を客観化する。これが史料に対すべき、唯一の正しい道である。

この点、遺憾ながら、尾崎論文にあらわれた史料処理の仕方、わたしの史料批判の方法とは、本質的に異っていると言わざるをえないようである。(この問題については、本稿末の〈補論〉「史料批判の条件について」において詳記する。)

以上によって、尾崎論文の反論に対する、わたしの再批判の根本をのべた。

その反論のいずれについても、あるいは誤断に属するものであり、あるいは氏の錯覚にもとづくものであった。そして何よりも、史料批判の方法の本質的相異にもとづくものであることが判明することとなったのである。

① 尾崎氏前掲論文「邪馬臺國について」五二〜三ページ。

② 同右論文五四〜五ページ。

③ 前掲書(一九七一年、朝日新聞社刊)

④ 氏は①部分の引用の直後に「少なくとも魏志倭人伝をいうとき、ひとは御覽所引のそれをも、そこに關する限り、独立した三國志の一本、あるいは少なくとも三國志の一本を伝えるものとして、扱わなければならないだろう。」と書かれ、一見諸異本の一つ(紹熙本・紹興本と並ぶ一異本)としての権利を太平御覽所引の魏志に認めよう、ということとどまるかに見えるのであるが、氏自身は「邪馬臺國」という字面への傾斜を深くされていること②の引用部分のしめすことである。その際その依拠史料をこの太平御覽所引の魏志におかれているのであるから、結局、これを原型遺存の正本の引用として、高く評価しようとしておられるのである。

十

以上によって、尾崎論文に対する再批判の大綱を終えた。つきに、氏の論稿中にちりばめられた、わたしの論文への反論のための、九つの具体的な事例について、簡明に反証を加えよう。

(1) 水谷論文について。

尾崎氏は「倭人伝中の現地音の漢字表記には、一字一音による純粹表音主義が貫かれている。」という自説を展開された中で、音韻上、中国語と梵語との間には

平声(中国語)——長母音(梵語)

上声(中国語)——短母音(梵語)

の対応関係があるとして、その証拠に

水谷真成「梵語音を表す漢字における声調の機能——声調史研究の一資料——」^②

を引用された。

ところが、この水谷論文を実際に検証すると、右の結論は「8世紀後半期における状況」としてしるされているものである。その上、水谷氏はその論文の冒頭につきのようにのべておられる。

「5世紀末期の沈約が口にする『四声』と唐代の近体詩にいう『四声』とが、その『内容』において(同じ)であるという確証もなければ(違う)という明証も、われわれは今のところ与えられていない。これを事実と知りながら、なおややともすれば、同じく『四声』と言い同じく『平上去入』と称するがために、沈約の『去』、沈佺期・宋之問の『去』も白楽天の『去』と何等変りなきものとして等置しがちである。それはあたかも、今日の北京語の『平』・呉語の『平』も粵語における『平』と、同じく『平』と呼ばれるがために同一の調型であるかのごとく受取ることが誤りであるのと、同じ間違いを犯している感があるのである。」

つまり水谷氏は、五世紀と七・八世紀とを同一視し、それを前提とした立論をしてはならぬ、と蔽にいましめておられる。まこ

とに周到な学的用意といえよう。ところが尾崎氏は当然右の水谷禁言を知りながら、水谷氏の八世紀後半の結論をささえとして、三世紀の文献たる三國志を推断しておられるのである。

なるほど、これに対して尾崎氏は「ややおくれる資料であるけれども」という一句だけは冠しておられる。しかし、この一句は決して水谷禁言をおお上に足りない。当然、三世紀と八世紀後半との同一性を慎重に論証すべきであるにもかかわらず、それを尾崎氏は無視されたのである。

この点、唐・宋の韻書を史料として、現存せぬ三世紀の韻書に推断を及ぼされた先述第二、四節の問題のときの「依拠史料時代の性の飛躍」と軌を一にしているのである。

(2)「親魏倭王」の称号と「卑字」との相関関係について。

氏は、わたしが「倭人伝の固有名詞表記には「卑字」が多く用いられている。」と見なしたのに対して、左のように反論された。

「たとえば女王卑弥呼は、魏主から親魏倭王の称号を以て呼びかけられている。試みに思え、ひとをオタンチン・ペレオロガス(注)③と呼んで置いて、さて『汝の忠孝、我れ甚く汝を哀しむ』もないものだ。その名が字づらからして人の笑いを誘うものならば、『親魏倭王卑弥呼』は滑稽であろう。国史に載すべく記録するには、由来ふさわしくないのである。」

(注) 夏目金之助『吾輩は猫である』五。

つまり、氏の論法では、一方で「卑字」を用いておとしめながら、他方で「親魏倭王」という親愛の称号を与えるのは矛盾している、というのである。

しかしこの点は、三国志倭人伝における「卑字」の性格に対する、精細な分析を氏が欠いておられるからなのである。

先の前掲書にのべたように、

(a) 「奴」などは、漢代以来の夷蛮の国に対する「卑字」である。

(b) しかし「邪」「卑」などは、むしろ「疑問」「謙遜」等をあら

わすめると見るべきであり、*「東方神秘の国」* // みずからへりくだって中国の天子に貢をささげてきた王*」*にふさわしい文字である。

右のような、三国志倭人伝の「卑字」の性格(ことに④)の深められた理解から見れば、「親魏倭王」の称号はまことにふさわしく、これと調和する。その上、「邪馬壹国」「壹与」の「壹」字使用の意義(二心なく天子に忠節をつくす)^⑤とも、よく合致しているのである。

この点からも、尾崎氏の批言は当をえていないものと思われる。

(3) 天子問題について。

氏は「三国志では、魏の帝を「天子」と呼んでいない。」とい

う新説を立てられた。「なお、晋の史臣として三国志の著者陳寿は、晋の正統性、したがってまた晋がその譲をうけた魏の正統性を強調するために、そのなし得るすべてのことをなすべきであったとすることも、また思いすごしか、さもなければなにか為にする議論のようである。たとえば魏志の『紀』の中で、『天子』といわれているのは後漢の天子であって魏主ではない。魏主はただ帝とだけ呼ばれているのである。三国志の中で魏は、中継ぎとして以上にそれほど重んぜられているようには見えない。倭人伝にあるのは、漢滅亡後のことではあり、自然魏主を指すようにも見えるけれども、私はむしろ倭人が『天子に』といつて来たそのことばを、そのままに伝えたいために敢てえらんだ措辞ではあるまいかと考える。想像をたくましくすることが許されるならば倭人は、さきに朝貢していたと記録される後漢の王朝の倒壊もそれは知らず、相手はまだ同じ『天子』と違ってやって来たのである。ウィルヘルム二世陛下にお目にかかりたいと、エーベルトのドイツにやって来たのである。その食いちがったおかしみを倭人のことばそのままに『天子』と記すことによつてそここのこそうとしたのではなかったか。またそれほどまででないにしても、現実にはだれも天子とは呼ばない人を、やはり後漢の天子がそうであつ

たと同じく天子と呼ぶと思つてやつて来たのである。それをそのままに記したのではなかったか。專家の指教を待つ。ともあれ三國の正統論は、邪馬壹國問題の解決に多くの貢獻をしないと、私は古田論文の趣意に反して、考える。」

しかし、このような氏の論議に対する、直截な反証をなすものは、三國志中の左の「天子」の用例である。

(一) A 黄初元年十一月癸酉、以河内之山陽邑萬戸奉漢帝為山陽公。行漢正朔、以天子之礼郊祭。〔魏志第二、文帝紀〕

B (咸熙二年五月) 又命晉王冕十有二旒、建天子旌旗、出警入蹕、乘金根車六馬、……(十二月) 使使者奉皇帝璽綬、

冊、禪位于晉嗣王、如漢魏故事。〔魏志第四、三少帝紀(陳留王)〕

右のAは「漢—魏」の禪讓、Bは「魏—晋」の禪讓の記事である。ともに「天子之礼」「天子旌旗」といった表現でしめされている。すなわち、魏は黄初元年(二二〇)より「天子之礼」を行いはじめ、咸熙二年(二六五)には「天子旌旗」を晋王に譲っているのである。この間、魏帝がなぜ「天子」でない、といえるのだろうか。

(二) 明帝崩、齊王即位、……丁謚畫策、使爽白天子、發詔、宣王為太傅。〔魏志第九、曹爽傳〕

この「天子」は明らかに魏の明帝を継いだ魏帝の第三代、齊王を指している。

(三) (正始十年正月) 範重謂叅曰「……今卿与天子相隨、令於天下、誰敢不応者。」〔魏志第九、曹爽傳〕

右の正始十年(二四九)は魏帝たる齊王の時期であるから、右の「天子」は当然齊王を指している。これは魏臣の言の直接引用の文中「天子」と呼んでいる例である。

(四) 卓常見明帝著繒、……天子感其忠言、手筆詔答。〔魏志第二十五、楊阜傳〕

これは明らかに明帝を「天子」と記している。

(五) 「太和末、公孫淵以遼東叛、……豫軛上狀、天子從之。」〔魏志第二十六、田豫傳〕

「太和」(太和元年(二三七)——太和七年(二三三))であるから、これも明らかに、「天子」として指示されているのは明帝である。

(六) 「黄初五年」比能……乃与輔国將軍鮮于輔書曰「夷狄不識文字、故校尉閻柔保我於天子。……我夷狄不知礼義、兄弟子孫受天子印綬。……將軍当保明我於天子。」〔魏志第三十、軻比能傳〕

④ 裨

これは黄初五年(二二四)であるから、魏の文帝を「天子」と呼んでいるのである。軻比能は烏丸・鮮卑伝中の鮮卑の一種族である。すなわち、東夷伝の直前においても、魏帝を夷蛮の国の王が「天子」と呼んでいるのである。

以上によって、晋の陳寿は魏主を天子と呼ばなかった。#といふ尾崎氏の主張には、何の根拠もないことが明らかとなった。帝紀のはじめ部分において「天子」と呼ぶ例が漢の天子を指しているため、氏はこれを三国志全体のこととして連断されたようである。しかし、三国志内各所には、右のように明白に魏帝を「天子」と呼称していたのである。

さらに、倭人伝景初二年六月項の問題の一句「求_テ詣_テ天子朝_ト」^①だけをとってみても、これは、陳寿の客観的な叙述の文であり、倭人の言に対する「直接法」の形の引用ではないのであるから、この点からも、氏のような#特異な#解釈の成立する余地は、全く存在しえないのである。

(4) 犬臺宮と太臺宮について。

尾崎氏はつぎのように言われる。

「犬臺宮が太臺宮と書かれた例(漢・江充伝。これは字形の類似の上に、さらに「太」が存在することによってそれにも引かれたのであらう)などもあつて、漢土のことなら何でも、というわけには行か

ないことがわかる。要はそれらの文字を含むことばの、一般的な『知られ』の程度に、かかわるであろう。」

尾崎氏は、中国内においても「臺——臺」のあやまりの存する例として、右のように論じられた。ところがこれは、漢書において、顔師古註の中に、つぎのような形で出現している例である。

〈本文〉初、充召見_二犬臺宮_一。

〈注記〉晋灼曰、黄圖上林有_二犬臺宮_一。外有_二走狗觀_一也。

師古曰、今書本、犬臺有_レ作_二犬臺字_一者誤也。漢無_二太臺宮_一也。^②

〔漢書第十五、蒯伍江息夫伝〕〔廿四史百衲本所収、北宋祐刊本〕

右の注記にあらわれた状況はつぎのようである。

(イ) 晋の晋灼は、「黄圖上林」によって、「犬臺宮」を解説し、外に小犬が走るのが見える宮殿であるから、その名がある、と説いた。

(ロ) 唐の顔師古は、当時(唐代)の本に、この「犬臺宮」を「大臺宮」としているものがあることを指摘した上、これはあやまりだと判断した。なぜなら、漢代には「太臺宮」というものは存在しなかったから、というのである。^③

右において、問題の焦点は「大臺宮」という字面をもつ「今書

本」である。この「今の書本」（あるいは、他では「今の流俗の書本」ともいう。左例参照）という表現は、顔師古の注記にしばしば出現する慣例表現である。その用法をしらべよう。

A 〈本文〉「……籍入梁陶。」籍曰「可矣。」

〔注記〕師古曰、陶、動目也。音舜。動目而使_レ之也。今書本

有_レ作_レ眇者、流俗所_レ改耳。〔漢書第一、陳勝項籍列

伝〕

右は、籍（項籍）が入ってきたら、梁（項籍の季父）が眇（めくばせ）する、という打ち合わせの文面である。これに対し、「今の書本」（唐代の通行本）には、「眇」（ながしめする）に改定したものがあ
る、と顔師古なのである。

これは、「陶」という文字の、漢代の用法を見失って、当時（唐代）にわかりやすい「眇」字に改めたものである、とし、顔師古はこれを「流俗、改むるのみ」として、しりぞけている。

B 〈本文〉百萬之軍仰_レ闕而攻_レ秦。

〔注記〕師古曰、秦之地形高而諸侯之兵欲_レ攻_レ闕中者、皆仰

纒。故云「仰闕」也。今流俗書本、仰字作_レ仰、非

也。〔漢書第一、陳勝項籍列伝〕

この本文中に「仰闕而攻」の一句がある。これは地形上の実地実形に則した、リアルな描写である。ところが、当時（唐代）の

通行本では、この実地実形を知らず、ためにこの文面を恣意をもって改定し、「仰闕而攻」にしたものがある、と顔師古は言っているのである。

すなわち、この「改定」者は、一方で事実を精細に確かめることなく、常識的な当時の知見をもって軽々しく疑い、「仰は、字形の似た仰のあやまりだろう」と推断し、一応意味の通りやすい「仰」字に改めて「流布本」を刊しているのである。

以上のような「今書本」「今流俗書本」の用法は、顔師古注に類出する。要するに、当代（唐）には、後代の知識をもって安易に原文面を改定した改定刊本、輯書の類が流布していた状況がうかがえる。顔師古注の一つの重要なねらいは、これら後代の改定をしりぞけ、「古形を復元すること」だったのである。そして、この北宋景祐本漢書（廿四史百衲本所収）は、よくその原形を保っている刊本なのである。

このように検してくれば、問題の「犬臺宮→大臺宮」という改定を行った「今の書本」の史料性格も明らかとなろう。「犬臺宮」という字面を奇異とし、（とくに、「臺」は「宮」を指すこととなつたため、後代からはこの兩字は重複と見えるようになった。また「犬」字も宮殿名につかわしくない。）これを「大臺宮」と「改定」しているのである。これにはつぎのような関連事項がある。

(イ)天神を祀る宮殿を「太一宮」と称する。

〔淮南子、天文訓〕太微者、太一之庭也、紫宮者、太一之居也。

〔注〕太一、天神也。

(ロ)「太一」と「大壹」とは相通じて用いられていた。

〔漢書、司馬相如伝〕使五帝先導_二兮、反_二大壹_一而從_二陵陽_一。

〔注〕如淳曰、天極大星一明者、太一常居也。

右のような背景に立ちつつ、この後代流布本(唐代)は、_レ「大——大」「臺——壹」は字形が似ているから、原文面の「犬臺宮」は「大壹宮」のあやまりだろう。_レと見なして、「後代改定」の手を加えていたのである。

このような発想は、先の「仰——叩」の改定と同じ軽率さである。その上、わたしたちが見のがすことのできぬのは、これが太平御覽所引「魏志」の「倭国内階級差別——倭国使の对中国屈從」の「改定」と、同じ手口をしめしていることである。

すなわち、ここでも、原文面に対する、いちじるしく恣意的な改変が行われている。しかし、このような「後代の目による書き変え」というやり口が、唐代の学者によってしきりに実行されていたため、もって顔師古の批判をうけるにいたったのである。だから、顔師古にならうていえば、太平御覽所引の「魏志」なるものも、右のような「今の流俗の書本」を反映していたこととなる

のである。

さらに論をすすめれば、この「犬臺宮——大壹宮」の改定は、「邪馬臺國——邪馬臺國」という改定とも、同じ心理にささえられていることを指摘せねばならぬ。すなわち

(1)「邪馬臺」の字面を怪しむ。

(2)「臺——臺」は字形が似ているから、あやまったのだろう、

と推断して「改定」する。

この二点である。

したがってこの例は、_レ「三国志以外ではあるけれども、「臺と臺」と両字面の錯誤が存在した。」という屈強の事例として、尾崎氏によって提出されたのであるが、その実は、_レ「原文の「臺」を軽々しく後代の知見をもって「壹」と改めた。」という悪例だったのである。

この点、まさに先記の「聖臺——聖臺」の場合と同じき「後代改定者の錯失」をしめす、好箇の事例があらわされているのである。

よって、尾崎氏はわたしの論証に反論せんとして、かえってわたしのために、このように意義深き用例を摘出して下さることとなつたのである。

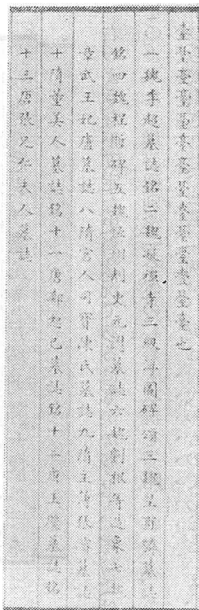
(5)「臺」の異体字について。

尾崎氏は「壹と臺」の両字形がややまりやすかった証拠として、つぎのような例をあげておられる。

「ましていまの漢書の犬臺の例にも見るように、壹・臺は魯魚の誤まりを起し易い文字である。臺の異体の中には㊦のようなものさえあることをおぼえておいてもいいだろう。(注) 羅振玉等編『増訂碑別字』」

右の「犬臺」の問題についてはすでにのべた。そこで、今、尾崎氏の新たに指摘される、羅氏の史料を見よう。

これは「上虞・羅振鋆・玉輯」にかかる「増訂碑別字・五卷」に出ているものである。そのうち「臺」の字は「碑一」(二十七、表五、十行)に出ている。それを左に掲げよう。



壹についても掲げよう。同書「碑五」(七、表六、七行)に出ている。

㊦ 壹



以上について、この史料取扱い上、注意すべきはつぎの三点であると思われる。

(イ)これは当の金石文の直接写真版、もしくは印刷本の類ではない。それゆえ史料としては第一史料でなく、第二次的な史料である。

従って、これを証拠とするためには、さらに慎重な史料の再検証が必要であるにもかかわらず、肝心の原碑文面が、わたしたちに検証し確認しえないという状況にある。

(ロ)ところが、尾崎氏の指摘される「豆」字をふくむ「臺」 という字形は、全十三例中、右の「十二、唐王慶墓誌銘」の一例のみである。

(ハ)羅氏の判読が正確であるとしても、なおつぎの事実が目まされる。すなわち

(a) 十三例中、十二例までは、尾崎氏の指摘されるような字形は出現していないこと。

(b) ことに「魏—隋」間十例においては、全くその出現例を見ないこと。(唐においても、三例中、二例ともこれとは異つて

る。)

さらに、羅振玉の「碑別字拾遺」(十四、表終行(裏初行))には、

唐代の二例をふくむ、左のような記載があるけれども、そのいずれにも、尾崎氏のしめされたような字形は存在しない。



右のような不安定な史料状況であるにもかかわらず、尾崎氏はこのような「増訂碑別字」全体のしめす状況を省略された上、みづから抽出された、その一例が、実は唐代のものである、という、原史料に明白に記せられた肝心の「時期」を記しておられない。ここには、先の「水谷論文」の引用のときと同じく、実例の抽出方法における「時代性の無視」を感じさせる。

尾崎氏は前の論文^⑩において、「尅与」を「一与」とし、「邪馬尅」を「邪馬一」とする版本の実例のあることを認められながら、「それぞれに、いわば孤証」であるとして、無造作に斥けられた。しかるに今、この不安定な「孤証」(「増訂碑別字」の「A」)を、前後も時代も切り捨てたまま、みづから挙揚されているのである。

(6) 裴注内の「壹——壺」問題について。(再論)

先に六の(二)においてあげたこの問題(裴注に引用する魏書「壹行鞮單于」——漢書匈奴伝「壹行鞮單于」)につき、再び他の側面から見よ

う。

尾崎氏はこの問題について、つぎのようにのべておられる。

「なお念のためにいえば、その匈奴の單于の名を壹行鞮に作ることに、そこに裴の議論はない。」(傍点、古田)

これは、わたしが第一論文において、裴松之の注記の厳正さを説いたこと^⑫に対する、氏の反論であると思われる。

しかしながら、ここにおいても、氏は一種の「錯覚」に陥っておられるようである。

なぜなら、裴松之の注記は三、国、志に、対、する、も、の、で、あ、る、以、上、あ、く、ま、で「三、国、志、本、文」の問題についてである。それ故「諸書」を論ずる場合にも、その「諸書」の記事が「三、国、志、本、文」との間に、矛盾・異同を有するときに行われるものだからである。

このことは、裴松之の書いた「上三、国、志、注、表」にも明記されている。

A 其、寿、所、不、載、事、宜、存、錄、者、則、罔、不、採、取、以、補、其、闕、
B 或、出、事、本、異、疑、不、能、判、並、皆、抄、內、

C 事、当、否、及、寿、之、小、失、頗、以、愚、意、有、所、論、升、

右のB・Cには、寿(陳寿)の所述について、「本異」をのべ、「論升」を加える旨が記されている。また、Aでは、陳寿のせていないことについては、事柄の性格上、三、国、志に、記、録、す、べ、き、も

の、について、これを補う、と言っている。

すなわち、あくまで「三國志文面の当否」を中軸とし、これを諸書と対比しつつ論弁を加えよう、と言っているのである。

これに対し、尾崎氏の言われる「壹衍鞮單于」の場合は、三國志本文には何等存在していない名辞である。また、時代から言っても、三國志に存在すべき筋合いのない、後漢時代の匈奴の單于名なのである。ただ、三國志第三十、烏丸鮮卑伝の冒頭に、烏丸の活躍の参考事項として、裴松之は魏書を引用した。この中にたまたま出てくるだけの名辞なのである。これら、三國志本文には全く存在せぬ、引用「諸書」中の問題点を、三國志本文とは無関係にいちいち論弁する、などとは、裴松之は一切のべていない。また裴注二六六箇所の事実も、このようなやり方はしていないのである。

このような裴注の立場を無視して、裴松之の粗漏、上表文との矛盾を印象づけるような、尾崎氏の行文は、やはり不用意というほかないであろう。^⑬

これに比して、「邪馬壹国」の場合はこれと全く異なる。明白に三國志本文中の字句である上、東夷伝中、出色・白眉の国（魏朝

⑭ 壹

に忠実に遠夷朝貢してきた夷蛮の国」として記せられた中心国名なのである。しかるに、裴松之は、三國志本文において、「邪馬壹国」「邪馬臺国」という二種の字面の異本を見ながら、あえてこれを無視してこの異同について注記することをせず、何の論弁をも加えなかった。——このように、尾崎氏が右の「壹衍鞮單于」問題に依拠しつつ、立論しようとしてきても、それは論理の上において、//筋ちがいの論法//となっている、と言わざるをえないのである。

(7) 魏略について。

白鳥庫吉氏、内藤湖南氏以来、通説化してきた、魏略をもって三國志の依拠テキストのように見なす考えに対して、尾崎氏は疑念を表明しておられる。この点については、わたしも異存はない。たとえば、ある一箇の資料（たとえば魏使の報告文書）があって、それが一方では魏略に、他方では三國志に現れた、ということもありうる。だから、魏略と三國志とに共通文章があったとあって、そこから直ちに「魏略→三國志」の関係は断言できないのである。^⑭

この点、わたしの第一論文では一応通説的見地に触れただけであったが、^⑮この両書間の関係はなお慎重に追跡さるべき問題であることを尾崎氏と共に確認したいと思ふ。^⑯

(8) 「邪馬壹」八女」説の否定について。

尾崎氏は、わたしの「邪馬壹国」所在地論の未来に対して「まわり」をして、わたしの「蹠跌」をふせごととされたようである。そのため、未だ誰人も唱えたことのない「邪馬壹」八女」説をみずから仮構し、みずから否定する、という労をとられた。

しかし、この問題については、すでにわたしの前掲書に詳述した。これによって、氏はその愛いを解かれたことと思われる。

① 十一の《補注》参照。

② 名古屋大学文学部二十周年記念論集昭和四四年一月三十一日所収。

③ これは倭人伝中の「觚」と「古」について、「前者が平声、後者が上声であることを考慮に入れるなら、同音ながら異声であり、漢字音としては、異音字としても扱えないことはない。」という論を立てられ、氏の一字一音主義的理解に就いての「障害」とならぬように解しようとした論述の中にあらわされている。

④ 「知らんけれども十二圓五十銭は法外だとは何だ。まるで論理に合はん。夫だから貴様はオタンチン、パレオロガスだと云ふんだ」漱石の造語による侮蔑語である。

⑤ 古田著「邪馬壹国」はなかった「第六章」の「卑字」の新局面

⑥ 同右著第五章「なぜ邪馬壹国と書かれたか」

⑦ 「大壹字」の方は「大」、「太壹宮」の方は「太」となっている。

⑧ 顔師古は流布本漢書に「大壹宮」となっているのを見て、これは「太壹宮」のことを指すものと解し、この宮殿名は漢代にはなかった、という認識から、これを後代改定者の杜撰にして恣意的な改定の一つ、

と見なして注記したのである。

⑨ ことに尾崎氏の所論は、別に「壹」壹」間の錯雑が唐代に生じた、というものではない。むしろ、この文の直後、五世紀の裴松之段階の問題について、注目しておられるのである。この点からみると、氏がこの「唐代」という「時代」を削除した形で引用されたのは、一段と不用意であろう。すなわち、この七・八世紀段階の字形の、この時代（唐）における一般性の論証、さらにこの字形を三・五世紀段階におよぼしうるといふ論証、それら一切、尾崎氏の論文には存在しないのである。

⑩ 尾崎氏「日本古代史中国史料の処理における漢語学の問題点」（「人文」第十五集、昭和四十四年一月、京都大学教養部）

⑪ 「壹」と「壹」との古形比較は、「錯誤」問題追求の筋道として検証すべきものであるけれども、陳寿自筆本や三國志古写本等が欠除している以上、到底「決め手」となるものではない。（この点、第一論文五六ページ、前掲書四一ページ参照）（なお、この唐王慶雲誌の全文は、羅振玉「山左家墓遺文」に収録）

⑫ 第一論文十三

⑬ その上、この「壹」表記が魏書に本来あったものか、それとも裴松之以後の版刻の際に生じたのかも、簡単には断じがたいであろう。

⑭ この点、山尾幸久氏も「魏志倭人伝の史料批判」（立命館文学2、一九六七、第二七〇号）において考察を加えておられる。

⑮ 第一論文六五ページ

⑯ ただし、尾崎氏の言われる、後代典籍所引のいわゆる「魏略」をもって、「魏志の節略」の意と見なす見地は、一つの興味深いアイデアではあるものの、なお必要にして十分な論証の上には立っていないよ

うに思われる。

⑰ この問題について、氏はつぎのようにのべておられる。「邪馬壹、邪馬壹のいずれを取るべきか、後代の日本語との連系を重視すれば *ma:ms*（*m* 母音接続）——連続する二つの語または音節の母音が直接隣り合うこと——古田註記）に關係する問題として何といつても後者に分がある。ヤマイがちままってヤメになった、邪馬壹は八女である、というような議論が短絡的に出て来ても困るので、いっておく。なるほど後世メの仮名として売（漢語標準音 *ma:ms*）が使われてはいる。しかし、これとそれ（馬壹 *ma:ms*）なるほど上声入声のつながりで、両方とも短い音である（可能性はある）とを結びつけるのには、まず漢語の音節の独立性について周到な考慮をめぐらす必要があるだろう。

二つの短い音は、一つの長い音になり易いだろうなどと、簡単に考えてもらっても困る。あらゆる方言において観察されるように、漢語の、長い母音はかえて弱く、短い母音はかえて強い。弱さと長さ、強さと短かさをそれぞれに掛け合わせた積は同じく一であって、総量においてはそれぞれ等しいことが、この国の美文学に、徹底した音数律を完成させた言語上の基礎であると考える私にとって、かりに女王の国が邪馬壹であったとすると、その第二、第三音節はかえて強い、それぞれに独立性の高い音節と、漢人の耳に聞える音であったと見える。それが後代ヤメにちままる可能性を私は簡単には信じがたいのである。」